

私的年金の「確定拠出年金」について、根本厚生労働大臣は 4 月 16 日の閣議後記者会見で、加入期間を延長する方針を示した。

厚労省は現在の「20～60 歳」を「20～65 歳」とする方向で検討している。掛け金を払う期間が長くなることで、受け取る年金額が増える可能性もある。

2020 年の通常国会への確定拠出年金法改正案の提出を目指すという。

確定拠出年金は公的年金を補うもので、企業が主に掛け金を負担する企業型と個人で掛け金を払う個人型がある。厚生省はいずれの加入期間も 65 歳まで伸ばす方針である。掛け金の運用方法は、加入者が決め、掛け金や運用益は非課税なので加入期間が延びれば、その分、節税効果が高まる。ただ、運用結果次第で受け取る年金は増減する。

加入手続きも簡素化する。いまは金融機関の窓口や郵送で申し込む必要があるが、インターネットでも申し込めるようにするという。

厚生年金の適用拡大などに向けた関連法改正案も、2020 年通常国会に提出するという。